
令和3年 第3回(定例)吉賀町議会会議録(第5日)

令和3年9月24日(金曜日)

議事日程(第5号)

令和3年9月24日 午前9時02分開議

- 日程第1 認定第1号 令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第66号 吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第11 議案第67号 吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第69号 請負契約の締結について(吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事)
- 日程第14 議案第70号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 同意第16号 吉賀町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第16 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)の提出について
- 日程第17 発議第3号 地球温暖化対策推進を求める意見書(案)
- 日程第18 発議第4号 最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書(案)
- 日程第19 閉会中の調査報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 議案第66号 吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第11 議案第67号 吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第69号 請負契約の締結について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）
- 日程第14 議案第70号 令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 同意第16号 吉賀町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第16 発委第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について
- 日程第17 発議第3号 地球温暖化対策推進を求める意見書（案）
- 日程第18 発議第4号 最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）
- 日程第19 閉会中の調査報告について

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桑原 三平君 | 2番 三浦 浩明君 |
| 3番 桜下 善博君 | 4番 松蔭 茂君 |
| 5番 中田 元君 | 6番 大多和安一君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 河村由美子君 | 10番 庭田 英明君 |
| 11番 藤升 正夫君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	光長 勉君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	栩木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君	出納室長	……………	中林知代枝君

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程については、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程に入る前に、お諮りをいたします。9月13日の一般質問において、10番、庭田議員のほうから、一部不適切な発言があったということで、取り消したいという申出がありました。先ほど朝礼にて、皆さんには詳しく説明をしたところではありますが、その件について、お諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、したがって、庭田議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をいたしました。

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第8. 認定第8号

日程第9. 認定第9号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第1、認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを一括の議題といたします。

なお、討論、採決については、議案ごとに行いますので、御承知おきください。

それでは、決算審査特別委員会の報告を求めます。1番、桑原決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（桑原 三平君） それでは、審査特別委員会の審査報告書を読み上げさせていただきます。

令和3年9月22日。吉賀町議会議長安永友行様。決算審査特別委員会委員長桑原三平。

令和2年度決算審査特別委員会審査報告書。令和2年度吉賀町各会計歳入歳出決算審査について、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員を選出し、別表1のとおり決算審査特別委員会を設置した。

令和3年9月16日から9月22日までの間において委員会を開催し、審査した。その結果を会議規則第77条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記。

審査案件。1、令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について。2、令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について。3、令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。4、令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。5、令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。6、令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について。7、令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。8、令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。9、令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について。審査日、令和3年9月16日木曜日。令和3年9月17日金曜日。令和3年9月21日火曜日。令和3年9月22日水曜日。

決算審査の着眼点と審査のポイントは、朗読を省略させていただきます。

それでは、審査意見。共通項目として、①住民サービスの向上のため、最大限の効果が発揮できるよう、人員を含めた組織体制の構築を考慮されたい。②窓口サービスにおいては、来訪者と担当職員が直接画面等を通して相談できるよう両庁舎にリモート環境を構築するよう検討された

い。③不納欠損については、安易に処理することがないよう時効を考慮し、適切に対応されたい。各課に移ります。

総務課。①ふるさと応援寄附金は、目標数値が達成できるよう関係課が連携を密にし、積極的な事業展開をされたい。②新型コロナウイルス感染症や自然災害の多発等の対応のため、管理職員をはじめとする職員の長時間にわたる時間外勤務が増加している。職員の健康管理の面からも対策を講じる必要がある。

企画課。①インターネットが普及したとはいえ、広報誌は町の情報発信の上で重要な媒体である。さらに広報誌については創意工夫を凝らし、情報発信に努められたい。②観光協会の町内外への発信については、大変重要である。町としても、積極的な関与をすべきである。③地域公共交通対策において、引き続き利用者のニーズを把握し、交通弱者等が利用しやすい環境に努められたい。

税務住民課。①斎場については、利用者ニーズが高いトイレは早急に改修されたい。②地籍調査事業については、進捗率が県下でも最低の状況にある。国・県に対して予算要望し、進捗率向上に努められたい。③外国人労働者の住環境については、企業と連携し、支援策を展開されたい。

保健福祉課。①補助事業については、その効果を検証し、特に医療については、補助目的に沿って、最大限の効果が得られるような見直しも必要である。②国民健康保険等の保険料が増えてきている。被保険者の負担をできる限り抑制し、サービスの低下を招かないよう将来にわたって持続可能な制度を構築されたい。

産業課。①各事業においては、事業ごとの成果を検証し、次年度につなげられたい。②農林業振興については、生産現場の声を聞くなど、実態把握を常に行い、施策に反映されたい。③商工業振興については、地域経済振興券の消費実態を把握し、今後施策につなげられたい。

建設水道課。①町民からのニーズに応えるため、維持補修を含めた普通建設事業の予算確保に努められたい。②上下水道の料金改定に当たっては、将来にわたっての維持管理のために、町民の理解が得られるよう、早めの対応を検討されたい。

柿木地域振興室。小水力発電所は、自主財源確保に重要な施設である。十分に保守点検し、引き続き維持管理に努められたい。

教育委員会。①学力向上については、引き続き取り組みを強化されたい。②いじめ等の相談件数が増加しており、重大案件につながらないように、早期の対応を心がけられたい。特に電子媒体を利用した誹謗中傷等のいじめについては、十分注視し、指導されたい。③GIGAスクール構想が進められているが、タブレットの使用方法は、児童生徒の家庭環境により不公平が生じないように考慮されたい。

以上、本委員会に付託された案件を審査した結果、上記の意見を付して全案件を原案のとおり

認定することに決定しました。

なお、指摘事項に対しては、改善状況や執行事例及び次年度予算にどのように反映され、改善したのか議会に文書で報告されるよう要請します。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、決算審査特別委員長からの報告が終わりました。

日程第1、認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定についてまでを、委員長に対しての質疑を許します。質疑は議案番号を示してお願いします。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は、これで終わります。

それでは、日程第1、認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

日程第1、認定第1号令和2年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第2、認定第2号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、認定第2号令和2年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第3、認定第3号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第3、認定第3号令和2年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第4、認定第4号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第4、認定第4号令和2年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第5、認定第5号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第5、認定第5号令和2年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第6、認定第6号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第6、認定第6号令和2年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第7、認定第7号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第7、認定第7号令和2年度吉賀町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をしました。

日程第8、認定第8号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第8、認定第8号令和2年度吉賀町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第9、認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第9、認定第9号令和2年度吉賀町水道事業会計決算認定についてを採決します。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第10、議案第66号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第10、議案第66号吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

本案については、9月14日の質疑に対する答弁保留がありますので、まず、それを行います。保留の質疑については、11番、藤升議員からのことです。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） おはようございます。企画課の深川でございます。

計画中、財政状況の年度について、令和元年度の表記があることについての経過につきまして、保留となっている件について、回答させていただきます。

先般の説明と重複する点があるかと思いますが、御理解願います。

まず、策定の経過につきましては、今回の計画は、法律に基づき、県との協議確認及び議会議決が必要となっているものでございます。

全体的な流れの中で、国・県の例示に従って、策定しているところであり、また、県の計画も、この表記となっているところでもあります。

ただし、この年度表記につきまして、島根県に確認したところ、町の判断で、平成の表記にしても問題はないとの回答でございました。

また、御指摘のとおり、町で作成した決算書は、平成31年度となっておりますので、今後、類似計画の策定時等においては、注意していきたいと考えているところでございます。

これまでの過疎計画策定時におきましても、県との協議の上、議会議決を経るという手順により行ってまいりました。今回も、その前例に基づきまして、例示に基づき策定したものでありますので、御理解いただきたいと考えているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 答弁保留については、以上で終わります。

質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第10、議案第66号吉賀町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第11. 議案第67号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第67号吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても、質疑が保留してありますので、これを許します。質疑ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第 1 1、議案第 6 7 号吉賀町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 6 8 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 2、議案第 6 8 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案についても質疑が保留してありますので、これを許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第 1 2、議案第 6 8 号吉賀町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第 1 3、議案第 6 9 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 3、議案第 6 9 号請負契約の締結について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第69号請負契約の締結を上程をさせていただきます。

下記工事について請負契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和3年9月24日提出。吉賀町長岩本一巳。

記。1、契約の目的、吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事。2、契約の方法、公募型プロポーザルによる随意契約。3、契約金額、1億8,873万300円、うち消費税額は1,715万7,300円であります。4、工期、本契約成立後、指定する日から令和4年1月24日。5、契約の相手方、パナソニック建設エンジニアリング株式会社西日本支店グループ。代表企業、福岡市中央区薬院3丁目1番24号、パナソニック建設エンジニアリング株式会社西日本支店支店長栗田延也。構成企業、広島県広島市中区小網町6番12号、株式会社中電工代表取締役社長迫谷章。構成企業、岡山県備前市東片上39番6、備前グリーンエネルギー株式会社代表取締役武本洋一。

詳細につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。山根柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） おはようございます。柿木地域振興室の山根でございます。

議案第69号請負契約の締結について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）について、詳細説明をさせていただきます。参考資料のほう、1ページのほうを御覧いただきたいというふうに思います。

工事名につきましては、吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事でございます。工事場所は、吉賀町柿木地内。工期につきましては、この定例会におきまして、議決をいただきましてから翌日からの着工となります。令和4年の1月24日の完成を予定しております。

工事の内容につきましては、実施設計業務、設備工事として、空調、照明、BEMS及び太陽光発電・蓄電池の設備となります。そして、性能検証の3本立てでございますが、設計・施工・機能性能検証を一括発注による公募型プロポーザルを実施しております。

募集の概要につきましては、8月19日から3週間を受付期間といたしました。見積限度額につきましては、1億9,028万6,580円としておりました。

参加表明、企画提案書の提案がございましたのは、1つのグループでございましたが、実施要領によりまして、1社でも審査を実施し、審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉事業者として選定するということございまして、書類、資格審査及びプレゼンテーション、ヒアリングを実施いたしまして、形式的な評価としまして、事業者評価、企画提案の評価、経費評価、

そして、主観的な評価として、ヒアリングによる評価によりまして、合計いたしまして、161点を満点としておりまして、142点ということになりまして、88.2%の得点率ということになりました。

審査の結果、優先交渉者として、パナソニック建設エンジニアリング株式会社西日本支店グループを選定いたしました。代表企業としまして、パナソニック建設エンジニアリング株式会社西日本支店が施工を、構成企業としまして、株式会社中電工が設計を、そして同じく構成企業としまして、備前グリーンエネルギー株式会社が性能検証を行う提案となっております。

御審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほど御説明もいただいたところですが、入札の公告におきまして、別紙3の導入工事特記仕様書において、これの2の空調設備工事に、Aの電気・計装工事の（2）に、配線用の遮断器に関することが記されております。ここに表示されている表現が配線用遮断器とかいう言葉、一般的にブレーカーとも言いますが、サーキットブレーカーという特定のメーカーの商品名を表現したもので、仕様書が出されております。この意図についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 意図ということですが、仕様書に記載をいたしましたのは、あくまでも例示ということですが、その性能を満たすものでありましたら、提案をいただきましたら、それに対して評価ということをしたというふうに思っておりましたので、それを指定するものではないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） そう言われましても、これは、サーキットブレーカーというのは、パナソニックが配線用遮断器の個別の名称として使っているもので、例えば、広島にありますテンパール工業、これらについては、サーキットブレーカーという言葉は一切使っておりません。これらの性能を満たすものであるというのは当たり前の話なんですけど、あえて、特定のメーカーの商品名を使うということは、ぱっと見た者からすれば、パナソニックとつながっているのかと、通常使われない言葉、商品名を使うということにつながるのではないかと、そういう危惧をするわけなんですけども、そういう心配はないというふうに思われるか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 勉強不足によりまして、表記がちょっと間違っておったかと思えます。ほかの業者が入れなくなったという認識については、こちらとしては持っておりま

せんが、表記については、間違っておったというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今後の中で注意をしていただきたいというふうに思います。

それで、今般、このたびの事業を進める上におきまして、施設全体のいわゆる年間使用電力の削減等について、応募した方のほうから数字等が示されていると思いますが、公表できるものであれば、公表願います。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 提案がありました内容につきまして、温室効果ガスの削減量につきまして、提案書の中では、31.5トン、CO₂年間という提案となっております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） CO₂につきましては、31.5トンということですけども、施設全体の年間の使用電力における今回の省エネ設備導入による年間使用電力削減量というものも、応募者のほうから示すように入札公告等ではなっておりましたが、その数字についてはいかがでしょうか。——議長、11番。

○議長（安永 友行君） 藤升議員……。

○議員（11番 藤升 正夫君） いいです。

○議長（安永 友行君） 5回目になりますんで、これを、はい。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今のすぐ出てこないというふうに見えますので、今後の中で、入札公告の中に、提案総括表という形で回答するよう求めているというふうに思います。その中身のものについては、やはり、準備をして、議会に臨んでいただきたいというふうに思います。その点について、今、直接数字を求めませんが、どうするのかということについて、町長のほうからお答え願いたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 準備不足もあったかと思いますが、手持ちの資料のところ、今、どうもないようでございます。先ほど議員のほうからありましたことにつきまして、表記のこともございました。これから、こうしたことが、発注の方法が多分に想定をされますので、御指摘のあった御意見等につきましては、拝聴させていただいて、これからの公募型プロポーザルの発注の中で、検討させていただき、改善をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町のホームページにも、このことが、プロポーザルの実施はしたんですが、更新が9月16日にされていまして、日程表、実施スケジュールからしても、ちょっと、どういうことかと思うんですが、審査員さん、これだけの技術屋さんが、大変な技術を有し

とるお方がいるような会社が入札に公募できるというような、総括表等で、かなりのモデル型と
いますか、表されているんですが、これを審査された方、町の審査員はどなたがされたか、お
伺いします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 審査員7名でございまして、うち5名が町の職員でありま
す。副町長、総務課長、企画課長、建設水道課長と私、柿木地域振興室長でございまして。あと、
外部有識者として、お2人、広島工業大学の准教授の方、それから、環境省中四国地方環境
事務所の課長補佐の方も入りまして、合計7名で審査のほうをいたしております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） もう一つ、契約の方法で、随意契約とあるんですよ。これ、どう
いうことでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） 応募が1社でございましたので、表現として、随意契
約という形を書かせていただきました。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 工期についてお尋ねします。

これ見ますと、約4か月というふうになっておりますが、一つは、唐人屋トンネル等で、コロ
ナ禍で材料がそろわないから延期するというようなこともありました。それともう一つ、これか
ら冬で積雪の時期に入りますが、そのあたりを考慮して、4か月で、この工事を完了すると見込
まれているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 山根室長。

○柿木地域振興室長（山根 徳政君） お答えいたします。

先般の8月の臨時議会でもお答えいたしました。最終の実績報告の日が2月10日というこ
とでございまして、そこからの逆算で、天候等も考慮した上で、この工期でやるために、8月の
臨時議会で予算計上をさせていただいたというところでございます。

今の予定では、1月24日に完成できるというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第13、議案第69号請負契約の締結について（吉賀町ふれあい会館レジリエンス強化工事）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、10分間休憩します。

午前9時52分休憩

.....

午前10時03分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第14、議案第70号

○議長（安永 友行君） 日程第14、議案第70号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第70号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,483万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億6,909万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正第2条、地方債の補正は「第5条地方債補正」による。令和3年9月24日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページは第1表の歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入でございます。款10地方交付税、項1地方交付税、33億3,797万3,000円に3,105万2,000円を追加し、33億6,902万5,000円、款14国庫支出金、項2国庫補助金5億1,103万8,000円に4,694万4,000円を追加し、5億5,798万2,000円、款20諸収入、項5雑入1億8,857万5,000円に143万4,000円を追加し、1億9,000万9,000円、款21町債、項1町債、12億1,467万5,000円に5,540万円を追加し、12億7,007万5,000円。これに伴い

ます歳入合計が77億3,426万1,000円に1億3,483万円を追加し、78億6,909万1,000円となるものでございます。

2ページ目は、歳出でございます。款4衛生費、項1保健衛生費、4億4,387万9,000円に63万円を追加し、4億4,450万9,000円、款9消防費、項1消防費5億5,554万円に300万円を追加し、5億5,854万円、款11災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、今回新たに1億1,870万円を補正いたします。2公共土木施設災害復旧費、同じく今回1,250万円の補正でございます。

これに伴います歳出合計77億3,426万1,000円に1億3,483万円を追加し、78億6,909万1,000円となるものでございます。

3ページは第5表の地方債補正でございます。起債の目的、1災害復旧債、今回新たに5,540万円の限度額で設定いたします。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、お読み取りをいただきたいと思っております。

4ページの事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第70号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

まず歳出から説明をまいります、予算書につきましては、9ページをお開きください。

9ページ、10ページ、11ページにわたりまして、給与費明細書を載せてあるところです。今回数字が入っておりますのは、9ページの中段以降のところでは一般職の部分でございます。表の比較の欄を見ていただきますと、職員手当として300万円の予算計上、内容につきましては、9ページ1番下の表を見ていただければと思っておりますが、時間外勤務手当というものでございます。この部分につきましては、後ほど防災費のところでは出てまいりますので、そこでまた説明を申し上げたいと思っております。

それでは、戻っていただきまして7ページであります。衛生費、保健衛生費、3予防費003予防接種費、PCR検査費用補助金63万円の予算計上でございます。これは資料がありまして、資料3ページをお開きください。資料のほうを用いて説明をさせていただきます。新型コロナウイルス感染症PCR検査費用の助成ということで、これにつきましては新たな補助制度を設置するというところであります。1つ目に事業目的として書いておりますけれども、職員に対しPCR検査を行った町内の保健・医療・福祉事業所等を対象に検査費用の一部を助成をするという、こういうものでございます。

2つ目の現状については読み取りをいただきまして、3つ目、町内事業所の対策というところ
です。職員の感染リスクの有無を判定し、早期に出勤停止措置を解除するため、事業所負担によ
るPCR検査実施を町内事業所で検討中であるということでありまして、終息が見通せない
状況下での費用負担の増加が各事業所においては課題となっているという状況がござ
います。これを受けまして、4番、事業所への支援策で表に表しておりますけれども、事業所が
負担したPCR検査費用、この費用の70%という交付率を用いまして、補助をさせていただ
くというふうなものでございます。予算的にはその下の5番目、事業費としまして一月当たり
10人と見込みまして、1回当たりの検査費用、これが1万5,000円が目安になるようござ
いまして、この70%。したがって、この計算式により63万円の予算を計上させていただ
くと、こういう内容でございます。後ほどまたこれ歳入で出てまいります、財源としてはコロ
ナの交付金を財源としたいという、こういう内容であります。

それでは、予算書お戻りいただきまして、7ページの中ほどです。消防費、消防費、4防災費
です。001人件費、時間外勤務手当で300万円の予算計上でございます。これにつきまして
は、これまでのところで7月、それから8月、連続して大雨あるいは台風というような状況が発
生いたしまして、そこに対応した職員の時間外が思いのほか増加しているというようなことから
予算を計上させていただいたという、こういう内容でございます。先ほど、冒頭のところで決算
の特別委員会からも御報告がありました。一方では、管理職員をはじめ、健康管理に十分注意を
しなさいという御指摘がございます。時間外勤務手当、職員が対応すれば当然払うわけなんです
けど、一方で御指摘いただいたようなところも今後十分配慮しながら第一義的には防災体制を万
全に整えるということもあろうと思いますが、さらにはそれに当たる職員の健康管理、そうしたもの
も十分注意して、今後は当たらせていただきたいというふうに思っているところでございま
す。

それでは、予算書7ページ下がっていただきまして、災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、
2農業用施設災害復旧費、004現年補助災害復旧事業費、それと005現年単独災害復旧事業
費であります。ここから、資料がまた出てきて、資料は4ページと5ページということであ
ります。8月の終わりに全員協議会で7月から8月にかけての大雨、台風におけるその状況につ
いて報告をさせていただき、その中で後ほど被害状況等については報告をさせていただくとい
うような話をさせていただきました。以降、そうした内容が含まれているということでお聞きいた
だければというふうに思います。資料のほうを見てくださいと、4ページと5ページ、これ
が一つ物であります。農地農業用施設関連の災害の話であります。4ページにはその位置図であ
ります。それで、位置図見ていただきますと、それぞれ番号が振ってあるかと思えます。この番
号につきましては、5ページの一覧表の左の立て欄、番号欄、これと符合するというところで見
ていただければと思います。それから5ページの一覧表におきましては、その種別、路線名、そ

れから位置、それから被災の状況、それから摘要欄にはその原因となった8月豪雨、あるいは7月豪雨、あるいは台風というようなどころでの記載をさせていただいておるところであります。この資料と併せてみていただければというふうに思います。

それで、予算書に戻っていただきまして、先ほどいいました農業用施設災害復旧費004のほうです。災害復旧工事費として2,000万円の予算計上。これについては、参考資料の5ページでいきますと、22番農業用施設、三之瀬亀田農道という表記をしていますけれども、ここが主なものでございます。

それから、予算書のほう005現年単独災害復旧事業費、測量設計委託料として260万円。これも今申し上げた22番、三之瀬亀田農道に係るものでございます。

それから、災害復旧工事費として1,800万円、予算計上していますけど、これについては1番から22番までこれを合計した金額というところで見いただければと思います。

それでは、予算書7ページの1番下です。3林業災害復旧費、004現年補助災害復旧事業費と、次のページいきまして005現年単独災害復旧事業費であります。これについては、資料、次のページです。6ページと7ページでございます。およそ先ほど申し上げたような内容で見いただければというふうに思います。それで、予算書7ページの1番下ですけれども、ここの004災害復旧工事費として4,810万円があるかと思えます。これについては、資料7ページの一覧表で申し上げますと26番坂本亀ヶ谷線というところが内容でございます。

それから、予算書の8ページの右上005、ここの測量設計委託料、これについては番号で申し上げますと26番であります。それから災害復旧工事費として2,000万円の予算計上があるかと思えます。これについては、資料7ページの1番から26番までの部分について積み上げさせていただいているというところでございます。

それでは、予算書8ページの中段です。災害復旧費、公共土木施設災害復旧費、2道路橋梁災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費、災害復旧工事費として750万円の予算計上があるかと思えます。これについては資料8ページと9ページでございます。9ページ見ていただきまして、箇所数にいたしまして9か所の復旧工事費を予算計上いたしております。それから予算書に戻っていただきまして3河川災害復旧費、005現年単独災害復旧事業費、災害復旧工事費として500万円予算計上。これについては資料は10ページと11ページでございます。資料11ページ見ていただきまして6か所の災害復旧工事費の予算計上というところで見いただければというふうに思います。

歳出につきましては以上でありまして、次に歳入に移ります。

予算書は戻っていただきまして6ページであります。

まず、上からいきます。地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税として

3,105万2,000円の予算計上。これにつきましては、今回の補正予算に係る財源調整というところでお読み取りください。

それから次の国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金63万円。これについては先ほど予防接種費のところでもPCR検査の補助制度の話をしていただきましたが、その財源となる部分でございます。

それから、その下の10災害復旧費国庫補助金、農林水産施設災現年災害復旧事業4,631万4,000円でございます。内容といたしましては、先ほどの災害復旧のうち農業用施設災害復旧費、それから林業災害復旧費、ここの財源となるというところでお読み取りをいただければと思います。

それからその下の諸収入、雑入、12消防費雑入、災害対策費用保険金143万4,000円の予算計上があるかと思えます。これは文字通り災害対策に係る費用について保険金が下りるといいますか、いただけるというものでありまして、その部分についてです。今回の7月から8月にかけていわゆる避難情報を発令をさせていただきました。それが一つの条件にはなってくるんですけども、そうしたときの職員にかかる時間外の部分、それから実際に災害対策にかかった費用もろもろが保険金としていただけるというこういう保険に加入をしております、今回それが該当するだろうというところでの予算計上でございます。

その次です。町債、町債、13災害復旧債、農林水産施設災害復旧事業、それから公共土木施設災害復旧事業、それぞれ予算計上させていただきました。先ほど災害復旧費のところでも説明をさせていただきました部分の財源とするというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 一般会計が今回で5号の補正予算ということになっておりますが、また時間外勤務手当が300万円計上されております。年度当初の予算から言いますと、今までに各特別会計を含めてどれくらいの時間外勤務手当が増えたのか、その辺りについて検討しておられると思いますが、それが分かれば教えていただきたいのと。

それから、職員1人当たりどれくらい増えるのか。まだ4、5、6、7、8、9月ということで今年度の間でございます。残り来年の3月までこれから選挙もあれば、選挙も町議、町長、それから衆議院選挙と予定されております。冬にはまた凍結による上水道の問題、その他でいろいろあると思います。それで、今回は要は災害復旧でおそらく超過勤務が増えると思うんですが、

その辺りについてどのようにしておられるのか。特に職員の健康と家庭を守るという問題に関してどのように見ておられるのか。管理職の方も超勤手当が出ませんが、管理職も含めて職員の健康管理、家庭管理、その辺りについてはどのように考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） まず最初に、時間外勤務手当におきます予算的な状況というところでございます。申しわけありません、特別会計のところについてはちょっと今手元にございませんで、一般会計のところでお話をさせていただければというふうに思います。

当初、時間外手当につきましては300万円という予算規模でございまして、そこから8月の臨時会であったというふうに記憶しておりますけど、そこで予算化をさせていただいて、また続いて今回予算計上させていただいたというところでございます。

最終的に今一般会計ですけれども、時間外手当として現段階で1,100万円ということになっているというところであります。

それから、参考までに申し上げますと前年度どうだったかというところなんですけれども、ここが約960万円というこういう予算でございました。この時点で既にそこを予算的には超えてくるというような状況であります。当然災害の状況等にこれは連動いたしますので、その年によって変動が起こるということも大きく影響するというふうに思っていますけれども、この分については先ほど説明をさせていただきましたけれども、やっぱり一方で、職員への勤務を要請し、そしていろいろな意味で負担をかけるというようなこともありますので、職員の心身ともに心も体もですけれども、健康管理については十分注意をしていかないといけないというふうに思っております。

ただ、実際にそれをどういうふうに行っているかというところなんですけれども、役場組織の全体でいきますと安全衛生委員会というようなものもございます。それから、月1回の庁議においてそうした注意喚起から始まって職員の健康管理について管理職員を通じて注意するようお願いをさせていただいたり、そうしたことを繰り返しながら行っているというような現状でございます。

それから、1人当たりの勤務というところであります。これも実際に配置する職員というのはそのつどつどで配置職員を決定していきますので、一概にどの職員がどうかというのがなかなか申し上げにくい部分があります。一方で、今の災害体制の基準から申し上げますと、初動体制におきましては総務課の私を含めまして総務課の防災、消防担当、これが初動体制で配置をすると。失礼しました。もう1人、柿木地域振興室長も入りますけれども、ここで5人の人数で初動の体制を組みます。そこから次に出てくるのが準備体制ということで、今度は管理職員がそこ

に加わってくると。そこから、第1災害体制、第2災害体制、順次職員を拡大していくということで、そこから考えますと一方では管理職員への負担というところも十分配慮しないといけないというふうには思っているところです。

ここでこれまでやってきたのは一例ですけれども、当然体制基準表でいきますと、管理職員は準備体制ということになりますと全員が出るということが基本になりますが、そのときのいわゆる気象の状況とか、そうしたことを見ながら、いわゆる交代制とか時間を区切って交代して出勤をするというような、こうした手立てを打つというような対策もしてきておるといふところです。

今後、そうしたことを工夫を凝らしながら職員負担を可能な限り軽減するというようなところを気を付けていかないといけないというふうには思っております。繰り返しになりますけれども、第一義的には万全な体制をとるといふところがあるかと思っておりますけれども、一方で、常に職員自身の心と体の健康維持という部分、そうしたことも同時に配慮しながら対処させていただきたいというような考えでおるところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） その予防費でPCR検査というのがあるんですけど、これは町内の保健・医療・福祉事務所の全ての職員なのか、それとも部分的な部分かということと、それから私ども個人が希望すれば全額個人負担なんですけど、それできるのかどうかというのがちょっと。それと、結果ですけど、結果をもし個人が相手に求めた場合、できるのかどうか。その3点。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

PCR検査用の補助金についての御質問ということで、議会資料の3ページをお開きをいただきたいと思っております。

今回想定しておりますのは、町内の保健・医療・福祉事業所を想定をしております。その中でも基本的には入院入所する施設に限定をして想定をさせていただいております。その中におきましても、現在、島根県知事のほうから都道府県との往来を控えていただくよう県民の皆様に対しましてのお願いという中におきまして、やむを得ない事由というような規定がございます。そういったものにまで往来を控えていただく必要はないというようなお願い内容でございますので、そういった状況の中でやむを得ず施設職員等において往来をしなければならない方というケースに該当するという事業所が判断をした場合が対象となってくるということでございますので、まず、対象になる部分につきましてはそういった形で整理をさせていただきたいというふうにお思っておるところでございます。

それから、御指摘の内容、おそらく一般の方が希望された場合にどうなのかということでござ

いますが、こちらの場合につきましては今回制度を創設いたしましたのが、いわゆる入所系施設のクラスターを防止をしていくという観点を最優先に検討させていただきました。入所系施設につきましては、クラスターが発生してもサービスを停止することはできませんので、そういったところからこの部分が必要であろうというふうに判断しておりますので、一般個人の方への適用という部分につきましては、医療従事者の疲弊という部分にもつながりかねないという部分と実際に対応できるかどうかという部分もございますので、今回の部分については、一般の方々への拡大適用といったところについては想定をしておりません。

あと、実際検査結果につきましては、あくまでも対象の方、受けられた方への通知というのはまず最優先。それと、事業所の助成をしたということで、実際補助金の対象になるのか、あるいは、実際陽性等々が確認された場合においては事業所においても当然適正な対応をしていかなければならないということがございますので、その辺の情報、結果につきましては、十分プライバシーに配慮しつつ必要最低限の情報については共有をさせていただくということになろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 例えば、リハビリの人が、訪問でリハビリとかあるんですけど、そういう方が受けられるのかということをお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） リハビリの方というのは実際にリハビリに従事する専門職の方なのか、もしくはリハビリのサービスを受けられる利用者の方なのか、どちらでございますか。

○議員（8番 大庭 澄人君） 専門職の方。

○保健福祉課長（永田 英樹君） いわゆるその専門職の方が入院入所の方のサービスのほうのリハビリも担当されているということであれば、対象になってくるというふうに思います。

ただ、通常訪問のみ、いわゆる通常の御家庭への訪問のみに従事する方であれば、これは入院入所系の事業所という部分には該当しないというふうに判断されると思いますので、今回の対象には含まれないものというふうに考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 歳出の7ページから8ページに災害復旧のことが出ておりますが、7ページですと004、005ですが、004に先ほどの説明で災害復旧工事の現年補助災害が2,000万円が22番という説明でした。それから、005、やはりこの測量設計費が22番のこれ亀田でしたかね、22番の番号の位置ということです。

また、それに災害復旧工事費についてもやはり22番の番号のところが工事費に入っておると

いう説明でしたが、そうすると例えば004の22番が2,000万円と今度現年単独というのにまた22番が1,800万円のうちに入っておるとい状況になるかと思うんですが、その辺のところがいくらぐらいになるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、もう1点。これは8ページの林道のほうですが、町道でも林道でもいいんですが、私も地元の方、またよその林道に呼ばれましますけれども。現場を見に行くと毎年林道の路面が流出というか、谷になって、同じところがやはり壊れるんですが、その辺のところを今このたびの災害復旧ということで挙がっておりますが、毎年同じところに何十万円もかけていくというのももったいないような気がするんですが、これを無理かも分かりませんが、改良復旧というような名目にしてもらえれば、若干そういう碎石を入れるだけでなしにアスファルトの切削くずとかあいうふうなものを入れる。あるいは、横断にベルトですか、あいうふうなものを入れると毎年毎年やらなくても、少しは軽減できるんじゃないかかというような気もするんですが。その辺のところを2、3点いただけたらと思います。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、予算書の7ページでございまして、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、004、005の予算の絡みということでございまして。上の段の2,000万円につきましては、国庫補助をいただく本災の災害復旧でございまして。場所につきましては、先ほど資料にもございまして、22番の三之瀬の亀田農道ということになっております。総務課長が御説明をさせていただきました。単独のほうにもこれが入っているよという言い方をされたということで御質問でございまして、実は三之瀬亀田農道を測量いたしますために一緒に崩壊しました立木の処理とそれから測量のために周りに邪魔になる木を実は切らせていただいております。こういった部分につきましては、災害復旧の対象になりませんので、単独のほうに入っているよということで総務課長のほうは重ねて報告をしたということでございまして、本災の部分がこの中に入っているということではございません。あくまでも本災は本災、単災は単災と分かれていますので、その中にも三之瀬関連のものが入っていますということで、立木の伐採等が入っております。これが100万円ほど入っておりますので、そういった部分がまた重ねて入っていますよという言い方の意味でございました。

それから、林道が毎回雨が降るたびに被災をいたします。改良的なことはできないかということでございまして。なかなかの単災でございまして、必要最小限の復旧ということがまず主になってまいります。そういったこともございまして、今後そういった部分で多く被災をするところがあるべく絞り込みをさせていただきながら、そういった部分につきましては、横断溝

を入れるとか、それから今言われましたとおりに、止水エースという言葉を使いますが、間伐材を利用してゴムの遮へいの、両側に2本の丸太でゴムを挟んでそこで水が止まるようなそういった横断用の水切りの機材もございます。そういった部分も使いながら大体そういったところは山から水が出るところが多くございまして、そういったところ。それから、勾配替わり、そういったところの施工していくという方法もあろうかと思っています。

そういった部分、なるべく被災の多い連続するところにつきましては、そういった措置も今後検討させていただきながらやらせていただければと思いますけれども、重ねて申し上げますけれども、なかなか単災での復旧ということになりますと、どうしても単独費ということになりますので、なるべくお金を抑えていきながら復旧していきたいというこちらの考えもございまして、そういった部分もございます。今後につきましては、そういった部分も、つまりは改良できる部分も含めて維持のほうで対応させていただきながらなるべく被災を少なくできるようなそういった取り組みもしていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今、課長のほうから説明をいただきましたけど、そうすると例えば今の維持のほうでというお話がありましたけど、予算にも維持費の追加等もありますけど、そういうふうな予算に入れていく、災害の復旧でなしに、維持費の中でベルトとかあれを入れていただければと思いますので、やるということでもいいですかね。やってもらえるという考え方で。ちょっとすみません。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 予算のほうもございまして、予算の範囲内ということになりますけれども、なるべく対応していけるように取り組みを進めていきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 7ページの予防費のところでお聞きをいたします。先ほど、資料で説明もいただきました。県境を越えて往来しなければならない人という、また入院入所をするところで業務に当たっていただいている方が対象になるということですが、先月末ぐらいから吉賀高校生に対する今のPCR検査の件で御相談もさせていただいております。高校生の場合、進学、就職等で県境をまたいでいくこともある。また、吉賀高校には県外から来ておられる方も多数おられて、交流センター等に入らせていただいているわけですが、そういう方々についての予防、PCR検査について、今どのような検討をされているかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） お答えいたします。

御質問の前段でありました高校3年生を対象にした部分でありますけど、これは県の教育委員会のほうがこれを制度化されました。参考までに申し上げますと、高校3年生で就職、あるいは進学のための受験による県外への訪問。それから、進路保証のための資格取得試験による県外への訪問。それから、就職のための応募前見学による県外への訪問というようなこうしたことを行う、すなわち3年生が対象になろうかと思えますけれども、そうした方々に対してはPCR検査の補助。これは補助といっても検査キットというんでしょうか、検査する用品を本人に現物を支給をして行うという、こういう話でございます。

ここからなんですけれども、吉賀町おいてどのような検討状況かということでございます。御承知のとおりサクラマス交流センターに今入所されている生徒におきましては、ほぼおよそ県外から来られている方々が大方のところでございます。高校3年生で今申し上げたような方については、県教委のほうで対応できるというふうを考えております。

それから、今、こちらで考えておりますのは、まだ事務方のレベルで検討中ということで前置きをさせていただきますけれども、サクラマス交流センターに関しましては、年末年始に閉寮期間を設けます。そうすると、町の意向によって一旦実家のほうに戻っていただくという、こういう話になります。そうすると、センターに入所しておって、条件設定はあろうかと思えますけれども、そうした県外の実家に戻ると、帰省をする生徒に対しては、方法はどうなるかちょっとまだ検討中なんですけれども、PCR検査を行っていききたいというふうな方向で今検討はさせていただいております。

それから、センターだけではありませんで、今2名が下宿もされております。そうした生徒さんもおられるので、その方々も対象にするという考え方で、方法はこれから検討いたしますが、閉寮による帰省、閉寮するがために実家に戻らなければならない生徒さんに対しては、この検査に、検査費用になるのか、現物支給になるのか分かりませんが、そういう手だてを打ちたいというふうな方向で今検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桑原議員。

○議員（1番 桑原 三平君） 今、課長言われましたちょっと関連で、PCR検査というよりか、ワクチンの接種については考えておられるかどうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ワクチン接種に関しましては、もう既に接種を完了しております。全入所生ではありませんけれども、町で行うワクチン接種のこのスケジュールの中で、これは特にああいう共同生活をする施設ということでもありましたので、保健福祉課のほうと協議させて

いただいて、センター生をこの日に受けてください、1回目。そして、2回目はこの日に受けてくださいというふうな形で、こちらのほうで既に日程を設定して、その部分についてはもう完了をしておりますが、人数は控えておきますけれども、もろもろの事情で全員が受けているという、こういう状況ではございませんけれども、そうしたところについてはもう対処しているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 先ほどの資料の3ページのところで、町内事業者の対策に書かれております「当該職員の感染リスクの有無を判定し」ということで、この感染リスクの有無の判定というのは、どういう内容を判定をするのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 判定についてでございますが、現状PCR検査は実施をしておりますので、その方々のいわゆる都道府県の往来先の行動履歴といえますか、行動状況でございます。

例えば、その部分に直行直帰をされたのか、あるいはその場において県外者との会食等々があったのかというようなところを、いろいろと総合的に聞き取りをさせていただく中で、その部分につきましては専門家、六日市病院のドクター等の御意見等も伺いながら、基準のほうを整備しているというふうに思っております。

その中で、基本的には今そういった一定期間の出勤停止措置をしたほうがいだろうという基準に基づいてやっております。その基準が大体おおむね1週間程度というふうに伺っておるところでございます。

それに加えて、今回このPCR検査を実施することによって、陰性という判定が出た場合において、数日間の短縮が可能となるものではないかというふうなところで、これまでのそれぞれの事業所さんの判定に加えて、今回のPCR検査の陽性であったか、陰性であったかという部分を加味させていただいて、早期に出勤停止措置が解除できないかというふうなところで、導入を今検討されているという状況でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 災害復旧の件でちょっとお聞きしたいんですが、資料の中にはいろいろ林道とかありますが、実は私も1件この前お聞きして、建設課のほうにはお願いしたんですが、これは町民の皆さんからの被害の調査に来てくれとか、あるいは職員の皆さんが歩かれて認定をした災害箇所と思うんですが、これ以外に今頃になって、今頃と言ったら言葉大変申し訳ないんですが、行ってみたら明らかに7月、8月豪雨で被害が出ているんだというような所があると思うんです。

実は個別のところでは1件そういう情報がありましたので、建設課のほうにちょっと見に来てほしいということをつい先日お願いしたんですが、そういうところが、この表以外のところがあると思うんですが、それについても同じ、明らかに災害ということで関連があれば、同じような対応をしていただけるかどうかをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

確かにあろうかと思えます。100%かと言われれば、こっちはどうしても自信がないと。

ただ、そういった部分につきましても、やはり今回の雨ということが分かりましたら対応させていただきたいと思っています。もちろん予算の範囲ということになりますけれども、維持費等も持っておりますので、そういった部分で対応できる部分には対応したり、いろんな形で対応はあろうかと思っておりますので、そういった部分についても、なるべく作業ができるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第14、議案第70号令和3年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第15、同意第16号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第15、同意第16号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてを議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、同意第16号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてでございます。

下記の者を吉賀町教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。住所、吉賀町立河内286番地2。氏名、中田敦、昭和34年3月24日生まれであります。

令和3年9月24日提出、吉賀町長、岩本一巳。

提案理由。吉賀町教育委員会教育長光長勉氏の任期が、令和3年10月31日をもって満了するため、次期教育長を任命しようとするものであります。

それでは、この同意案件につきまして、私のほうから、経過も含めまして少し御説明をさせていただきます。

今回の案件は、先ほど申し上げましたように、現在就任いただいております光長教育長が10月の末日の任期満了をもって退任することとなったために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、後任の教育長の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

まず、光長教育長についてでございます。光長教育長につきましては、平成30年11月1日に教育長に就任されまして、3年間の任期ということで勤務していただいております。経歴等につきましては、既に重々御承知のとおりでございますので、この点につきましては、改めての御紹介は割愛をさせていただきたいと思いますが、役場入職以来、長きにわたり職員として、また、管理職員としての経験を重ねられまして、教育次長の職から現職に就任をされたものでございます。

御案内のとおり、責任感が大変強く、実行力のある方でありますので、就任以降様々な大きな課題に取り組んでいただきました。

一例ということで申し上げますと、学校教育におきましては、蔵木中学校の閉校に合わせまして、新生の六日市中学校を開校されました。

各学校の施設整備の充実とともに新入学のお祝い事業の創設、それから最近ではGIGAスクール構想に対処して、迅速に対応していただいているところでございます。

それから、社会教育の面におきましては、朝倉公民館の新築や七日市公民館の機能移転をはじめとしたハード面での整備を図るとともに、新たな公民館のあり方についての道筋もつけていただきました。

社会体育の面におきましては、よしかみらいやスポーツ公園をはじめとする社会体育施設設備の充実に取り組んでいただいたところでございます。

また、全町挙げて推進しておりますサクラマスプロジェクト事業につきましては、新たな段階に向けた事業をスタートしていただきました。

さらに昨年からは、新型コロナウイルス感染症に対しまして、学校現場や社会教育、社会体育

の現場での対応に、当然教育委員会のトップとして奔走していただいたところでございます。

私といたしましては、任期満了後も引き続き 2 期目の御就任をお願いをさせていただきましたところ、その会話の中で、御本人自身健康面で不安を抱えておられる事情をお聞きをいたしまして、最終的にやむを得ず就任についてのお願いを断念をしたところでございます。

この 3 年間、吉賀町の教育界では大きな動きがございました。加えて、新型コロナウイルス感染症という出口の本当に見えない新たな課題にも対処していくこととなりました。本当に毎日毎日気を緩めることのできない日々が続き、教育長には大変な御苦勞をおかけすることとなりました。改めてこれまでの御尽力に対しましてお礼申し上げますとともに、くれぐれも健康に御留意されて、残された 1 か月少々でございますが、任期を全うしていただくことをお願いを申し上げておきたいと思っております。

続きまして、先ほど同意案件として上程いたしました中田敦さんの経歴等について、御紹介をさせていただきます。

配付をしております後ろに記載しておりますが、中田さんは立河内在住の 62 歳でございます。島根大学を卒業されまして、昭和 57 年 4 月から高津小学校、二川小学校、六日市小学校、蔵木小学校でそれぞれ教諭として勤務されまして、平成 14 年 4 月から 3 年間は、益田教育事務所では指導主事として勤められております。平成 17 年 4 月からは再び学校現場に教頭職として復帰されまして、津和野小学校で勤務され、その後校長に昇任されて、平成 20 年の 4 月から朝倉小学校、左鐙小学校、六日市小学校で勤務後、平成 31 年 3 月に退職をされました。退職後におきましては、七日市小学校で特別支援教育の支援員として、さらに昨年の 4 月からは当町の教育委員会のほうで学力向上指導主事として勤務されて、現在に至っております。

申し上げましたように、長年にわたって学校現場で子どもたちの育ちに携わり、学校長はじめ管理職員としての経験も有する方でありまして、また、お人柄も誠実温厚で、地域でも大変お付き合いの幅の広い方でありまして、誰からも信頼され、信望の厚い方でもございます。

当町では、歴代の教育長は全て役場出身者でございまして、教職員経験者を登用するのは今回が初めてのことでございます。御本人としては、少々不安な点や、それから戸惑いもあるかと思いますが、学校現場を熟知しておられる中田さんと行政職員である事務局職員が情報共有して連携すれば、当町の教育行政は円滑に進むものと思っております。中田さんにおかれましては、これまでの経験の上に立って、当町の児童生徒の健全な育成と教育界の発展のために御尽力いただくことを確信をしております。

このようなことから、私は中田さんが光長教育長の後任の教育長として最も的確な人物であると判断いたしまして、本日人事案件として提案をさせていただきました。

なお、任期につきましては、本年の 11 月の 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの向こう 3 年

間でございます。どうか全会一致での御同意を賜りますように、お願いを申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者、町長からの提案理由の説明が終わったところです。

それでは、質疑を許します。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 私は、今、任命同意が求められている方につきまして、特に小規模の学校での経験も豊富であるということで、小規模な学校の児童の皆さんの学校生活の充実、そういうところをしっかりと見ていただければというふうに期待をしているところでありますが、町長はこの方に対して、特に何を期待をしたい、また、頑張っていたいただきたいという、幅広い分野の職ではありますが、町長のお考えをお聞きをしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、本日こうして同意案件として上程をさせていただいたところでございます。この後、御同意をいただければ、また任期の中のところでまたお話をさせていただく場面があるかと思っております。

それから、現在の教育長、光長教育長も来月いっぱいには任期があるわけでございます。その引継ぎもあろうかと思っておりますけど、いずれにしても、教職生活が非常に長くて、学校現場に非常に明るい方でございます。これまでの教育委員会、本当になかなか我々行政マンでは目の届かないところがあったり、見えづらいところが本当にあったかと思っております。とはいいいながら、教育行政というのは全般について網羅しなければならないわけでございますが、全力を尽くしてこれまでも当然対応してまいりました。

ただ、学校現場の課題というのは、本当に複雑多岐にわたって多様化もしているんだろうと思っております。子どもの育ちの問題も含めて、いろいろな困難な事例もあるようでございますので、先ほど議員のほうからも御紹介がありました、小規模校での経験も町内でもありますし、それから最後は六日市小学校で退職をされましたが、その前任校はまさに小規模校の廃校を左鑑小学校のほうで経験をしておられるという、なかなか経験ができないような場面にも遭遇していらっしゃる方でございますので、特にこの吉賀町内にあります小学校、中学校、本当に統合もさせていただきましたが、まさに小規模校でございますので、そうしたところに微に入り細に入り目を配っていただいて、吉賀町の教育行政の発展のためにぜひ御尽力をいただきたいと思っております。

先ほど、提案のときにも申し上げましたが、とはいいいながら、学校現場につきましては当然明るい方なんですけど、いささかやはり教育行政ということになると不安な面も御本人さんも抱いておられます。これはやはり教育委員会の事務局は役場の行政マンでございますので、現場に明るい中田さんと、それから教育行政に明るい、精通している行政マン、教育委員会事務局職員が連携をして、しっかり対応していただくということを期待をしているところでございます。

お話のありましたどうしたところに対してということでございますが、とにかく学校現場にしっかり目を配っていただいて、全体として教育分野が発展をするように、そのような思いをお願いをさせていただきました。

また、個々のいろいろな課題等につきましては、新旧の教育長になりますけど、引継ぎのところでもそうしたお話もあるかと思えます。私のほうからも、もしそうした発言をする機会があれば、そんなところにも加えさせていただきたいなというふうに考えております。いろいろな形で対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第15、同意第16号吉賀町教育委員会教育長の任命同意についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第15、同意第16号吉賀町教育委員会教育長の任命同意については、同意することに決定をいたしました。

ここで10分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....

午前11時22分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第16、発委第5号

○議長（安永 友行君） 日程第16、発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 発委第5号。

令和3年9月8日、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、総務常任委員会委員長中田元。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求めるため、裏面を御覧ください。
コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

島根県吉賀町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。はい。質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第16、発委第5号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第17. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第17、発議第3号地球温暖化対策推進を求める意見書（案）を議題とします。

本案について、総務常任委員会の報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 令和3年9月8日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長中田元。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第3号。件名、地球温暖化対策推進を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和3年9月8日。

3、審査結果、否決。賛成少数。

以上です。

○議長（安永 友行君） 質疑の前にお諮りをします。ただいま委員長のほうから委員会の審査報告書を読み上げていただいたところなのですが、その頭の丸々常任委員会の委員長中田元の欄が総務のところを、委員長は総務と読んでいただきましたけど経済と誤記しておりますので、その経済の字句を総務に替えさせていただきたいと思います。皆さんの御異議ないようによろしくお願ひしたいんですが、御異議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） はい。それでは、報告書の経済の字句を総務に替えさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員長に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 結果として賛成少数で否決をされてますけど、この否決された主な理由というのはどういう意見が出たのかお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 5番、中田委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 意見について説明いたします。

主な皆様方の意見でございますが、国のほうがこの取り組みについてそれなりにやっておるということで、この意見書を今さら出さなくてもいいのではないかというような意見が多かったように思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいです。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようですので、質疑はこれで終わります。

ただいまの委員長報告は否決ですので、原案についての討論を行います。原案について賛成討論はありませんか。

11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第3号への賛成討論を行います。

通常、発議者ですから討論に立たないわけではありますが、先ほどの委員長への質疑の中でありましたように、国がそれなりにやっているということでございましたが、ところが意見書（案）の後半のところ述べている送電網の拡充でありますとか優先接続の確立、この優先接続といいますのは電力会社のほうの判断で再生可能エネルギーをつながないことができるように現在なっております。

そういうものも変えていくことで、より再生可能エネルギーの普及拡大をしていくことが今国際社会で求められているものというふうを考えます。その点を述べまして賛成の討論とさせていただきます。

○議長（安永 友行君） それでは、引き続き原案について反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。それでは、原案について賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 引き続き原案について反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、発議第3号地球温暖化対策推進を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長報告は否決です。したがって、原案について採決をします。日程第17、発議第3号地球温暖化対策推進を求める意見書（案）に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成少数です。したがって、本案は否決をされました。

日程第18、発議第4号

○議長（安永 友行君） 日程第18、発議第4号最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）を議題とします。

本案については、経済常任委員会の報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） お手元に審査報告書が配付してありますので、読み上げて報告いたします。

令和3年9月9日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長大多和安一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、事件の番号、発議第4号。件名、最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）。

2、審査年月日、令和3年9月9日。

3、審査結果、可決。賛成多数でございます。

なお、意見書（案）につきましては、9月7日の本会議で上程してありますので省略いたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの委員長の報告に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。はい。それでは、質疑はこれで終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

日程第18、発議第4号最低賃金引き上げ事業者への支援で経営継続を求める意見書（案）を採決します。

この発議に対する委員長の報告は原案可決です。この発議は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

日程第19. 閉会中の調査報告について

○議長（安永 友行君） それでは、日程第19、閉会中の調査報告についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務常任委員長より1件、経済常任委員長より1件報告が提出されておりますので、報告を求めます。

まず最初に、総務常任委員長のほうからの報告を求めます。5番、中田総務常任委員長。

○総務常任委員長（中田 元君） 令和3年9月8日、吉賀町議会議長安永友行様。総務常任委員会委員長中田元。

委員会調査報告書。

1番は省略します。

2、調査事項、町内の文化財について。

3、調査の概要、町指定文化財39か所のうち22か所について、現在の維持管理状況等の現地調査を実施しました。

町の指定文化財、建造物2棟、絵画1点、彫刻2点、工芸品2点、書跡2点、民俗行事1件、民俗芸能3件、史跡15か所、史跡・名勝1か所、名勝1か所、天然記念物9件、計39か所あります。

4、調査結果、①地元等に維持管理を委託している箇所については、適正に草刈り等の維持管理がなされていたが、それ以外については十分な維持管理がなされていない状況であった。

②進入路等がなく、民有地を通行しなければ行くことのできない箇所もあり、また車両の回転場

や駐車場のない箇所もあった。

③案内板や説明板が老朽化したもの、故障したものもあり、また設置場所が訪問者に対して分かりづらいものが見受けられた。

5、委員会としての意見、1、文化財は先人たちが長く守り続けてきた共有の財産であり、まちづくりの基盤となるものである。この歴史的資源の伝承には、実効性のある保存と活用の充実が求められている。

2、現在39か所が文化財として指定されているが、中でも屋外にある史跡、天然記念物の維持管理に苦慮していると見受けられるが、地元の協力を得ながら後世に残すため保存に努める必要がある。

3、老朽化や破損した案内板、説明板等の修繕については、早急に行うべきである。

4、現在も学校教育に取り入れられているが、子どもたちが歴史や文化に興味を持ち、町に誇りが持てるように引き続き学校教育・社会教育の中で積極的に取り組むべきである。

5、町指定文化財を精査し、目的別にすみ分けをした上で、観光資源として活用可能な文化財については、環境整備を行い積極的に活用すべきである。ひとつの文化財を点として捉えるのではなく、既存の他の観光資源と連携して線的・面的に活用すべきである（例えば、津和野街道めぐり、中世戦国見て歩き、彫刻とふれあう道など）

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わります。

続いて、経済常任委員長からの報告を求めます。6番、大多和経済常任委員長。

○経済常任委員長（大多和安一君） 経済常任委員会の閉会中の調査事項について、お手元に配付しております報告書を読み上げて報告いたします。

令和3年9月9日、吉賀町議会議長安永友行様。経済常任委員会委員長大多和安一。

委員会調査報告書。

閉会中の調査事件について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。

1、調査事件、件名、固定堰の撤去と河川改修について。

2、調査事件の経過、①令和3年4月21日水曜、先進地視察。視察先、仁多郡奥出雲町。内容、再生可能エネルギーの地産地消について。②令和3年6月15日火曜、建設水道課へのヒアリング、内容、高津川改修区域の可動堰5か所、揚水ポンプ10か所の維持管理状況について。

③令和3年9月9日木曜、委員会。

3、調査事件についての報告。本町を南から北へ、日本海へ貫流する一級河川高津川は、島根県による河川改修が進められている。

改修の基本は、築堤と河床掘削及び堰上げ等による流水阻害を起こす固定堰を撤去し、可動堰もしくはポンプアップによる取水に切り替えることにあるが、当町における河川改修は遅々として進まない状況である。

河川改修が進まない原因の一つは、固定堰の撤去に伴う代替施設（可動堰・ポンプアップ）の維持管理費（特に電気料金）が農業者の大きな負担となっているものであり、固定堰の撤去に賛成が得られない状況である。

経済常任委員会としては、一日でも早く河川改修が進むよう、固定堰の撤去に伴う電気料金の負担に、援助なり補助等できないか調査研究を行った。そのため、小水力発電に取り組む県内の自治体にも調査に赴いたが、解決には至っていない。

高津川の改修を進めるためにも、固定堰の撤去は喫緊課題である。当町の基幹産業である農業も高齢化が進み、耕作放棄地も散在し農業離れも起きており、維持管理費の増大は農業従事者への負担をさらに大きくするものである。このことは、既に可動堰・ポンプアップした施設の管理者からの声が証明している。

近年、異常気象による河川災害が日本各地で頻発しており、安全で安心な吉賀町を創るために、可動堰やポンプアップに切り替えた場合の電気料金等を補助できるシステムの構築を切望する。

公平・公正の原則から、既存の可動堰等に適用できるシステムとされたい。併せて、改修が終了している箇所固定堰で取水する地域には、毎年の堰設置の労務費等も補助できるシステムも構築されたい。

以上です。

併せまして、経済常任委員会として商工会青年部と意見交換会をいたしましたので、口頭報告いたします。

令和3年6月15日でした。意見交換した内容は、吉賀町創業チャレンジ支援事業補助金の緩和についてと、町内事業者を広報よしかで事業紹介するについてでございます。

詳しい内容につきましては、議会事務局に概要を置いておりますので御請求ください。

以上です。

○議長（安永 友行君） 以上で経済常任委員長からの報告は終わります。

ここで、町長より発言を求められております。これを許可します。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、本定例会に執行部側から提案いたしました全議案につきまして、可決の御承認をいただきまことにありがとうございました。また、今回も議案審議あるいは一般質問の中で、多くの貴重な御意見を拝聴したところでございます。このことにつきましては、今後の事務執行におい

て反映をさせていただきたいと思います。

さて、国政におきましては、総裁選挙や衆議院議員の選挙でにわかに慌ただしい状況となっております。こうした中でございますが、去る9月17日には島根2区選出の竹下亘衆議院議員が御逝去されました。

竹下議員におかれましては、雲南市、旧掛合町の御出身でございまして、兄の竹下登元首相の後継として7回連続で当選を果たされまして、第2次の安倍改造内閣では復興大臣に就任されまして、党におきましても国会対策委員長あるいは総務会長などの要職を歴任をされました。

また、一貫をして田舎を守ることを信条といたしまして、兄登氏が提唱されました地方の活力を引き出すふるさと創生を継承するとともに、高速道路などのインフラ整備や地方財政の充実に御尽力をいただいたところでございます。

今回の訃報につきましては、本当に残念なことではございますが、これまでの竹下議員の御活躍に対しまして吉賀町を代表して敬意を表するとともに、皆様とともに御冥福をお祈り申し上げたいと思います。

一方で、当町も来月中旬には、町長並びに町議会議員選挙が執行されるわけでありまして、町内でも大きな政治の節目のときを迎えようとしております。私も平成29年の10月末に現在のこの職に就任いたしまして、間もなく現在の任期を終わろうとしております。

議員の皆様からはこの間、様々な場面で高所大所から貴重な御教授をいただきました。このことに対しまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

与えられた任期も残り1カ月少々となりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で私たちの生活や経済は本当に大きな影響を受けて、予断を許さない状況でございます。まずは、住民の皆さんの命と健康、そして、生活を守るために残された任期を精いっぱい全うさせていただきたいと思います。

ところで、先ほど上程いたしました教育長の任命同意の際にも申し上げましたが、今任期をもちまして光長教育長が退任をすることとなりました。勤務自体は来月いっぱいあるわけですが、公式に議場におきまして議員の皆様とお会いするのは本日が最後になるかと思っております。

また、御同意をいただきました中田氏につきましても、本日出席をさせていただきました。任期は11月1日からではございますが、議会議員選挙も執行される関係で恐らく改選後の臨時会招集までに御就任をされることになろうかと思っております。

従いまして、本会議の時間をお借りいたしまして、この後光長教育長からは退任の挨拶、続いて新教育長となります中田氏のほうからは就任に向けた挨拶をそれぞれさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、簡単でございますが、本定例会の閉会に当たってのお礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） それでは、10月31日をもって退任されます光長勉教育長より御挨拶をいただきます。教育長、お願いします。

○教育長（光長 勉君） 安永議長におかれましては、貴重な時間を御配慮いただきありがとうございました。それでは、一言お礼の挨拶をさせていただきます。

この度、10月末日をもちまして教育長としての3年間の任期を終え、退任することとなりました。思い起こせば、昭和59年4月に旧六日市町職員として採用されて以来、町職員として34年7か月、教育長として3年務めてまいりました。

私といたしましては、いろんな課題に対して微力ながら努力してきたつもりでございますが、思うような実績も残せなかったと反省しております。

振り返りますと、本当に私は人に恵まれたといいますか、議員の皆様方をはじめ多くの方に助けられて今日が迎えられたと感じています。これまで皆様からいただきました御厚情に、改めて感謝を申し上げます。

今、コロナ禍で社会は大きく変化いたしました。今後の町政運営もたくさんの課題を抱えております。厳しい時代ではございますが、議員の皆様方には健康に留意され、今後の御活躍をお祈り申し上げます。

以上、大変簡単措辞で意を尽くしませんが、お礼の御挨拶とさせていただきます。長い間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

○議長（安永 友行君） それでは続きまして、先ほど全会一致で同意をされました11月1日より就任をされます中田敦新教育長より御挨拶をいただきます。お願いします。

○（中田 敦君） ただいま御紹介いただきました中田敦でございます。まずもって、議員の皆様方には先ほど任命の御同意まことにありがとうございました。

さて、私は教育行政の経験は浅うございますが、教職の経験は37年間ございます。11月から新教育長として、新しい吉賀町教育振興計画の策定、GIGAスクール構想の推進、サクラマスプロジェクトの進化発展、学校等施設の改修整備、コロナ禍における人権教育の推進、それから公民館を核とした地域づくり、こうした様々な事業や課題に対してしっかりとその責務を自覚して努めてまいりたいと思います。

とりわけ私は学校教育出身でございますので、町の宝であります子どもたちが、どういう学校でどういう教育を受けているかその現状をしっかりと把握して、よりよい環境整備に邁進したいと思っております。

そのことに際しましては、ここに御参会の皆様方の御指導、御鞭撻を賜るとともに、子どもたちの願い、町民の皆様方の声を真摯に受け止め、その職責を果たしていくつもりでございます。

なお、1か月余り期間がごございますので、ただいま御挨拶をいただいた光長教育長様からしつかりと引継ぎを受け、精進してまいる所存でございます。どうかよろしく願いいたします。
(拍手)

○議長（安永 友行君） どうもありがとうございました。

光長教育長におかれましては、建設水道課長、また教育次長も歴任をされ、特に最近の学校現場での新型コロナ対策には予期せぬことでもあり、非常に難しい対応を余儀なくされたことと思うところでございます。御苦労も多かったと思います。

今後、行政から離れられましても、いろいろな側面から吉賀町発展のため御尽力をいただければと思います。大変長い間お疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、中田新教育長におかれましては、これまでの学校現場での経験を生かして吉賀町の子どもたちのために、また教育行政の発展のために頑張っていたいただきたいと思うところでございます。よろしく願いをいたします。

以上、9月定例会をもって今期4年間の予定された会議は今日で最後となります。議員の皆様、また執行部の皆様には大変御苦労さまでございました。

議長としての議事運営については、不手際もあったことをこの席でおわびをするとともに、皆様方の御協力に感謝をいたし御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。これで会議を閉じます。

令和3年第3回吉賀町議会定例会を閉会いたします。御苦労でございました。

午後0時06分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員